**平成２１年（フ）第３０７０号**
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番７―310号
債務者　宮下　亮介
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１０７号**
札幌市東区北23条東19丁目２番７号　ソレイユ元町203号
債務者　江戸枝實子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１１６号**
北海道恵庭市恵み野北６丁目12番５
債務者　黒川美恵子（旧姓川名）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１２６号**
北海道江別市大麻園町23番地　園町団地５号棟501
債務者　中嶋　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１５３号**
札幌市西区八軒８条東１丁目２番７号
債務者　珍田　姫代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１６７号**
札幌市東区北25条東20丁目８番９―101号
債務者　山田いずみ（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１７８号**
北海道千歳市春日町１丁目１番13号
債務者　中田　光二
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１９１号**
札幌市南区真駒内柏丘10丁目２番１―316号
債務者　塩田　貞子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１９５号**
札幌市南区石山東４丁目１番22号　イーストハウス201号
債務者　片桐　　蘭（旧姓棚谷）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３１９９号**
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番９―502号
債務者　遠藤富美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３２２２号**
札幌市手稲区富丘１条３丁目２番30号　コンフォートＴ13―101号
債務者　菅原　寛美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３２４２号**
札幌市白石区北郷７条８丁目６番24号　コーポ宮澤103号
債務者　川上　秀幸
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３２５５号**
札幌市白石区北郷３条13丁目５番28号　ＫＩＴＡＧＯ313―102号
債務者　森松　建造
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第５３号**
北海道沙流郡日高町緑町39―１　有限会社ホースヒルマネジメント内、住民票上の住所北海道沙流郡日高町富川北６丁目７番25号
債務者　土井　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

**平成２１年（フ）第５３１号**
盛岡市清水町４番５―212号
債務者　関根　盛次
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第５３２号**
盛岡市清水町４番５―212号
債務者　関根　新一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第４２号**
宮城県登米市迫町佐沼字北散田８番地１　Ｋ―２　Ｃ号
債務者　三浦　令子（旧姓晝八）
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所登米支部

**平成２１年（フ）第４５号**
宮城県登米市豊里町久寿田125番地
債務者　大槻　仁美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
仙台地方裁判所登米支部